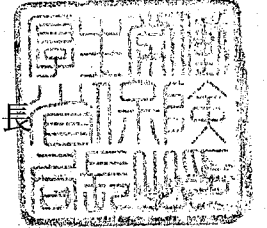


保発0229第9号
平成24年2月29日

日本産婦人科医会長 殿

厚生労働省保険局長



「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長及び都道府県知事あて通知したので、貴管下の会員等に対し周知方よろしくお取りはからい願いたい。





保発0229第1号
平成24年2月29日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

診療報酬等の支払い早期化に伴う出産育児一時金等の支払い早期化については、「診療報酬等の支払い早期化に関する関係者の対応について」（平成23年11月9日健発1109第5号、薬食発1109第2号、雇児発1109第1号、社援発1109第7号、保発1109第1号）で示したところである。

これを踏まえ、平成24年3月以降の出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第2号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（以下「要綱」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成24年3月提出分から実施することとしたので、適切に対応いただくよう、御留意願いたい。

記

要綱の一部を次のとおり改正する。

第2の3(3)②中「提出月の10日までに請求された各都道府県国保連の診療報酬に係る請求に準じ、」を「原則として」に、「10日から20日頃を目処に」を「7日までに」に、「同様に各都道府県国保連の診療報酬に係る支払いに準じ、」を「原則として」に、「21日から末日頃を目処に」を「20日までに」に改め、第2の3(3)後段に次のただし書を加える。

ただし、各月10日までに国保連へ提出された異常分娩に係る専用請求書に係る保険者への請求は、原則として提出月の翌月7日までに行うものとし、保険医療機関への支払いは、原則として提出月の翌月20日までに行うものとする。

第2の4(1)②中「提出月の10日までに請求された各都道府県国保連の診療報酬に係る支払いに準じ、」を「原則として」に、「20日から25日頃を目処に」を「18日までに」に改め、第2の4(1)後段に次のただし書を加える。

ただし、国保連からの請求に対する支払いは、原則として請求のあった月の18日
までに行うものとする。

第3中2を削り、3を2とし、4から7を1ずつ繰り上げる。



保発0229第2号
平成24年2月29日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

診療報酬等の支払い早期化に伴う出産育児一時金等の支払い早期化については、「診療報酬等の支払い早期化に関する関係者の対応について」（平成23年11月9日健発1109第5号、薬食発1109第2号、雇児発1109第1号、社援発1109第7号、保発1109第1号）で示したところである。

これを踏まえ、平成24年3月以降の出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第3号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（以下「要綱」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成24年3月提出分から実施することとしたので、適切に対応いただくよう、御留意願いたい。

記

要綱の一部を次のとおり改正する。

第2の3(3)②中「提出月の10日までに請求された各都道府県国保連の診療報酬に係る請求に準じ、」を「原則として」に、「10日から20日頃を目処に」を「7日までに」に、「同様に各都道府県国保連の診療報酬に係る支払いに準じ、」を「原則として」に、「21日から末日頃を目処に」を「20日までに」に改め、第2の3(3)後段に次のただし書を加える。

ただし、各月10日までに国保連へ提出された異常分娩に係る専用請求書に係る保険者への請求は、原則として提出月の翌月7日までに行うものとし、保険医療機関への支払いは、原則として提出月の翌月20日までに行うものとする。

第2の4(1)②中「提出月の10日までに請求された各都道府県国保連の診療報酬に係る支払いに準じ、」を「原則として」に、「20日から25日頃を目処に」を「18日までに」に改め、第2の4(1)後段に次のただし書を加える。

ただし、国保連からの請求に対する支払いは、原則として請求のあった月の18日
までに行うものとする。

第3中2を削り、3を2とし、4から7を1ずつ繰り上げる。



保発0229第3号
平成24年2月29日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

診療報酬等の支払い早期化に伴う出産育児一時金等の支払い早期化については、「診療報酬等の支払い早期化に関する関係者の対応について」（平成23年11月9日健発1109第5号、薬食発1109第2号、雇児発1109第1号、社援発1109第7号、保発1109第1号）で示したところである。

これを踏まえ、平成24年3月以降の出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第4号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（以下「要綱」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成24年3月提出分から実施することとしたので、貴都道府県内の保険者及び関係団体への周知等につき御配慮願いたい。

記

要綱の一部を次のとおり改正する。

第2の3(3)②中「提出月の10日までに請求された各都道府県国保連の診療報酬に係る請求に準じ、」を「原則として」に、「10日から20日頃を目処に」を「7日までに」に、「同様に各都道府県国保連の診療報酬に係る支払いに準じ、」を「原則として」に、「21日から末日頃を目処に」を「20日までに」に改め、第2の3(3)後段に次のただし書を加える。

ただし、各月10日までに国保連へ提出された異常分娩に係る専用請求書に係る保険者への請求は、原則として提出月の翌月7日までに行うものとし、保険医療機関への支払いは、原則として提出月の翌月20日までに行うものとする。

第2の4(1)②中「提出月の10日までに請求された各都道府県国保連の診療報酬に係る支払いに準じ、」を「原則として」に、「20日から25日頃を目処に」を「18日までに」に改め、第2の4(1)後段に次のただし書を加える。

ただし、国保連からの請求に対する支払いは、原則として請求のあった月の18日
までに行うものとする。

第3中2を削り、3を2とし、4から7を1ずつ繰り上げる。